



市政に参加してみませんか？

～パブリックコメント手続制度～

市の基本的な政策や条例などの策定過程において、その内容を広く市民の皆さんに公表し、意見や提案を求める制度です。寄せられた意見に関しては、市の意思決定に反映していくとともに、市としての考え方を公表します。

問い合わせ 総務課(☎④2227)

■制度の対象となるもの

- ・市の基本的な制度を定める条例
- ・市民などに義務を課すもの、または権利を制限する内容の条例
- ・市の基本的な政策を定める計画
- ・市の基本的な方向性を定める憲章や宣言

令和2年度の実施案件

案件	担当課
藤岡市高齢者福祉計画及び第8期藤岡市介護保険事業計画	介護高齢課
藤岡市建築行政マネジメント計画	都市計画課
藤岡市障害福祉計画	福祉課

皆さんのご意見を募集します

旧公立藤岡総合病院跡地複合施設整備基本計画(案)

「旧公立藤岡総合病院跡地複合施設整備基本計画」を策定します。この計画は、旧病院跡地に整備する複合施設の今後の設計や整備に取り組む上での方針を示すものです。

提出先 複合施設建設室(〒375-8601(住所記載不要)市役所複合施設建設室☎④3252☒fukugou@city.fujioka.gunma.jp)へ
問い合わせ 複合施設建設室(☎④1211)

藤岡市耐震改修促進計画(案)

「藤岡市耐震改修促進計画」を更新します。この計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市内の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進するための計画です。

提出先 建築課(〒375-8601(住所記載不要)市役所建築課☎④6444☒kenchiku3@city.fujioka.gunma.jp)へ
問い合わせ 建築課(☎④2326)

共通事項

閲覧場所 市役所市政情報コーナー、鬼石総合支所鬼石振興課、市ホームページ

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所を有する法人・個人、その他利害関係を有する人

閲覧および意見提出期間 4月1日(木)～5月11日(火)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

その他 提出された意見を考慮し各計画を策定します。意見の概要とその意見に対する市の考え方は、個人情報を除いて公開します。なお個々の意見に直接回答はしません

提出方法 任意の様式に意見・住所・氏名・電話番号を記入して、直接もしくは郵便・ファクス・メールのいずれかの方法で各担当部署へ

空き家バンク・空き家バンクリフォーム補助金・空き家解体補助金

空き家バンク制度

市内にある空き家の売却や賃貸を希望する所有者が空き家物件を登録し、市内への移住・定住を目的として空き家の利用を考えている人に対し、その情報を紹介する制度です。登録された物件は市のホームページで公開します。空き家を売りたい、貸したい人は登録してください。

登録できる空き家

個人が自らの居住を目的として建築または所有し、現に居住していない(居住しなくなる予定のものを含む)市内の専用住宅または併用住宅(住宅部分の面積が全体の2分の1以上あるもの)。ただし、次の住宅を除きます▽建築基準法その他法令に違反する住宅▽分譲・賃貸借を目的として建築された住宅▽主として不動産業を営む人が所有する住宅▽老朽化が著しく居住するため大規模な修繕を要する住

宅▽すでに他の不動産業者に売買・賃貸の媒介契約中の住宅

空き家バンクリフォーム補助金

空き家バンクを通じて取得した空き家について、リフォーム工事を行う人に対して補助金を交付します。着工前の申請が必要です。**補助金額** 補助対象工事費の2分の1とし、上限額50万円(転入者の場合は60万円)

補助対象工事

住宅の機能または性能を維持、向上させるための修繕、模様替え、設備更新などで市内の施工業者が請け負う20万円以上のもの

※増築工事、外構工事、家具または電気機械器具の購入設置工事などは対象外

空き家解体補助金

空き家を放置すると、市民の安全安心と良好な生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。市内にある老朽化した空き家が解体され

ずにいる現状を解消するため、自発的に空き家の解体を行う人に対して、補助金を交付します。着工前の申請が必要です。**補助金額** 補助対象工事費の3分の1とし、上限額20万円

補助対象工事

個人が所有する1年以上居住などに使用されていない空き家である住宅の解体で、市内の施工業者が請け負うもの

※家具などの物品処分費は対象外

共通事項

その他 詳細は市ホームページを確認するか建築課へお問い合わせください

申請・問い合わせ 建築課(☎④2326)



株式会社両毛システムズと2つの協定を締結



2月5日、株式会社両毛システムズと市は「災害時における水道特別支援に関する協定」および「藤岡市地域見守り事業に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時の応急給水活動などの体制が強化されるとともに、平常時に市民の異変や道路異状などを早期に発見することが可能となります。今後も協力して、安全、安心なまちづくりに取り組んでいきます。**問い合わせ** 経営課(☎④2814)

明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結



2月19日、明治安田生命保険相互会社と市は「藤岡市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定」を締結しました。この協定に基づき、双方の資源を有効活用した取り組みを推進することで、地域社会の活性化や市民サービスの向上につなげます。今後も協力してまちづくりに取り組んでいきます。**問い合わせ** 企画課(☎④2424)